

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（4月3日持ち帰り事項）

【提出期限：4月25日まで】

<p>No.32 正副座長が4月3日提出した案 （全員協議会）</p> <p>第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。</p> <p><u>2 議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする。</u></p> <p>3 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>
--

<これまでの議論>

- ◆第1項については一致した。第1班へ送る。
- ◆（旧第2項は削除で一致した）
- ◆（もともと原則公開なので、旧第4項は削除で一致した）
- ◆第3項（旧第5項）は、「要綱を別に定める」という方向でまとめる（一致）。
- ◆主な議論は、上記第2項に集中した。
 （全協についての請求要件や開催要件の議論の帰結として）
- ① 1/4の議員の請求があった場合、議長は市長へ要求する（比率は1/4）。
- ②会派代表者を議長が開催し、全協の開催を図る。
- ③議長が会派代表者を開催し、全協開催の確認をする。
- ④議長は会派代表者を開かず、全協開催を全会派幹事長へ告げるのみとする。
- ⑤議長自身が必要と判断した場合、全協を開催する。
- ・・・という選択肢が整理されている。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	② ③	議会側から開催を求めるときは、議会運営の全会一致の原則により、全会派が一致することを条件とし、議長が取りまとめる。
日本共産党	○	条例案文については了承。実際の運用については、①・④で対応することが望ましいと考える。要綱や逐条解説などに記載する。
公明党	①	想定される事態としては、緊急性の高い場合があるだろう。しかし、一定の議員比率を定めることも必要だと考える。

市議会民主党	⑤	【意見】現状の「申し合わせ事項」での運用を踏襲したい。数を明記することで、それに縛られてしまう可能性を排除できない。
みんなの党	○	③
生活者ネット	○	①、④ ⑤ 2通りの道筋を残す
改革連合	③	過半数の議員が賛成であれば開催するのを目安にしてはどうかと思う。
市民自治		条文は現在のままとし、運用については④を基本とする。
市民会議	○	要項もしくは規則で、必要要件は議員定数の1/6（4人）以上とすることを明記する。
こがおも	○	他の委員会などと種類の違う会議であるため、 「③議長が会派代表者会を開催し、全協開催の確認をする。」 が、合理的かつ公平だと思います。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（4月3日持ち帰り事項）

【提出期限：4月25日まで】

<p>No.33 （議会の議決事項の追加） 【A案】 第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の議会の議決事項については、市民の代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく市民の代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加できるものとする。 （1）長期総合計画基本構想 （2）その他、別に条例で定めるもの。 【B案】 ※B案は、上述A案の（2）のみ削除したもの。</p>

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	A案	地方自治法の一部を改正する法律により議決事件の対象範囲が拡大できることから現行の法律に準拠するかたちで、小金井市議会の現状を基本に、別に追加できるA案としてよいと考える。
日本共産党	B案	ただし、議決事項を追加する可能性があることを逐条解説などに明記する必要があると考える。
公明党	B	◆第12条の第1項として、「議会は、地方自治法第96条第1項に基づき、議決をしなければならない。」と、まず大前提となる原則をうたい、次に権限の拡大を宣言する第2項へつなげてはどうか。 ◆わかりやすくするため、他の条例との絡みは極力避け、条例体系はシンプルな構成にすべきだ。よって、第2項では（1）をまず条文化しておき、以後必要に応じて追加していく。
市議会民主党	A案	

みんなの党	A案	現時点で「長期総合計画基本構想」のみに限定する必要はないと考えます。
生活者ネット		B案 後に出てくる条例の検証の条文で規定は必要と考えるが、基本条例に足していく形でいい。
改革連合	B案	新たに決まった項目があれば条例改正で追加すれば良い。
市民自治	A	
市民会議	△	(1) 長期総合計画基本構想 (2) その他、議会が定めたもの ※「別に条例で定めるもの」という条文には反対です。
こがおも	△ A案	【A案】 第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の議会の議決事項については、市民の代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく市民の代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、追加できるものとする。 2 議会は、以下のものを議決事項として追加する。 (1) 長期総合計画基本構想 ※1項で「追加できる」旨を記載し、2項を新たに設け、そこで「以下～を追加する」と条文に記載することで、今後も必要に応じてこの制度を活用し議決事項の拡大について検討していく姿勢をあらわす、という主旨の条文提案です。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（4月3日持ち帰り事項）

【提出期限：4月25日まで】

No.34
第5章 自己研さん・調査・研修・政策立案 (討議の保障)
第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論に努めなければならない。
2 議会は、意思を決定していくために、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。
3 討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

<これまでの議論>

- ◆旧第1項にあった「説明責任」については、削除で一致している。
 - ◆上記第1項について、なぜ条文に入れるのか、論点を明確にする必要あり。
 - ◆第2項については、実際すでにおこなわれている。
 - ◆たたき台意見集約に公明案が提示されていることも、確認された。
- ※第13条は、全体持ち帰りとなっている。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	現状は公平で自由な議論が保障されていることから特に問題ない と考える。問題点を明確にし、解決方法を抽出するためのディスカ ッションができればこだわることはない。
日本共産党	△	1項、「議員間」の「間」を削除、2項の議員間討議とまぎらわし いため。同じく1項「努めなければならない」を「保障しなければ ならない」に訂正する。3項、文頭に「議員間」を入れる。
公明党	×	現実おこなわれている状況を考えると、すでに提示してある公明案 がもっとも望ましい。
市議会民主党	○	【意見】議員間討議を定める条文が5章でいいのか、との意見には 同感。第2項：「議会は」にすべてがかかるので「各委員会を中心 に」は不要。また、小平市のように議員間討議を行う際の市長以下 の出席を最小限にとどめる記述の必要性について、皆さんのご意見 を伺いたいです。

みんなの党	○	「公平な議論」とは何か。全議員でイメージの共有が必要。
生活者ネット	○	
改革連合	○	現状程度であれば問題はないと思う。
市民自治		提案条文のままでよい
市民会議	△	第13条 議会は、議事（議決）機関として、その意思決定に当たっては、自己研さん・調査・研究をはかり、かつ議員間の公平で自由な議論を行なうよう努めなければならない。
こがおも	× 提案あり	（討議による合意形成） 第13条 議会は、議事機関として、議員同士が議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。 2 議会は、前項の目的を果たすため、議員間相互の自由闊達な討議ができる議会運営に努めるものとする